

販売目的を隠して近づき契約させる キャッチセールスにご注意！！

【相談概要】

駅前で男性から「簡単なアンケートに答えてください」と声をかけられた。銀行の預金額やキャッシュカードの枚数などを聞かれ、不審に思ったが答えてしまった。

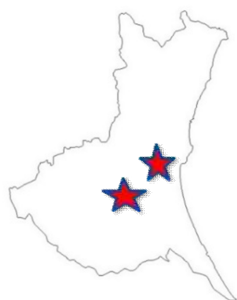
その男性から「答えてくれたので化粧品を無料にしてあげる。一度、代金は払ってもらうが、このチラシのQRコードから返金手続きができる」と22,000円の化粧品2本の購入を勧められた。手持ちのお金がないと伝えると、近くのATMに連れていかれて、ATMでおろすように言われ、断りきれずに44,000円をおろしてその男性に渡した。化粧品を受け取り、帰宅後、すぐに返金の手続きをしようとしたが返金画面をみつけることができなかった。契約を解約したい。

【アドバイス】

キャッチセールスの勧誘員は、商品契約などの本当の目的を告げずに言葉巧みに近づいてきます。トラブルを避けるためには、声を掛けられても、不審に感じたら返事などせずに通り過ぎることが大切です。

また、勧誘員から強引な勧誘を受けるなどした場合はきっぱりと断りましょう。

少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や

局番なしの188

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から16時まで

つくばみらい市消費生活センター

平日 9時から12時、13時から16時30分まで

電話番号 0297-25-3288